

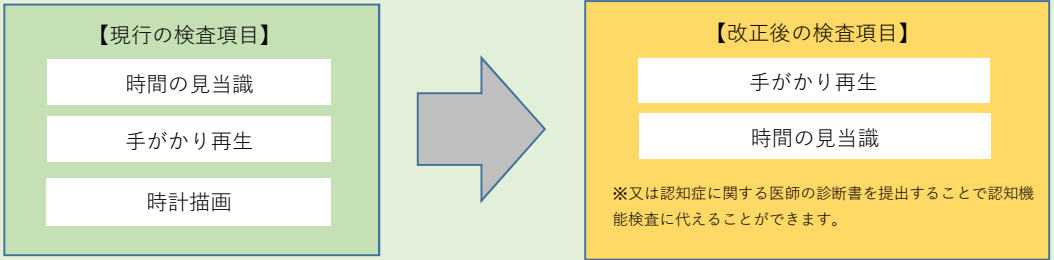
【令和4年5月13日改正道路交通法の施行について】

高齢運転者対策の充実・強化をはかるため75歳以上の免許更新手続きについて以下の3点が改正されます。

- ① 認知機能検査の検査方法の変更
- ② 高齢者講習の一元化
- ③ 運転技能検査の新設

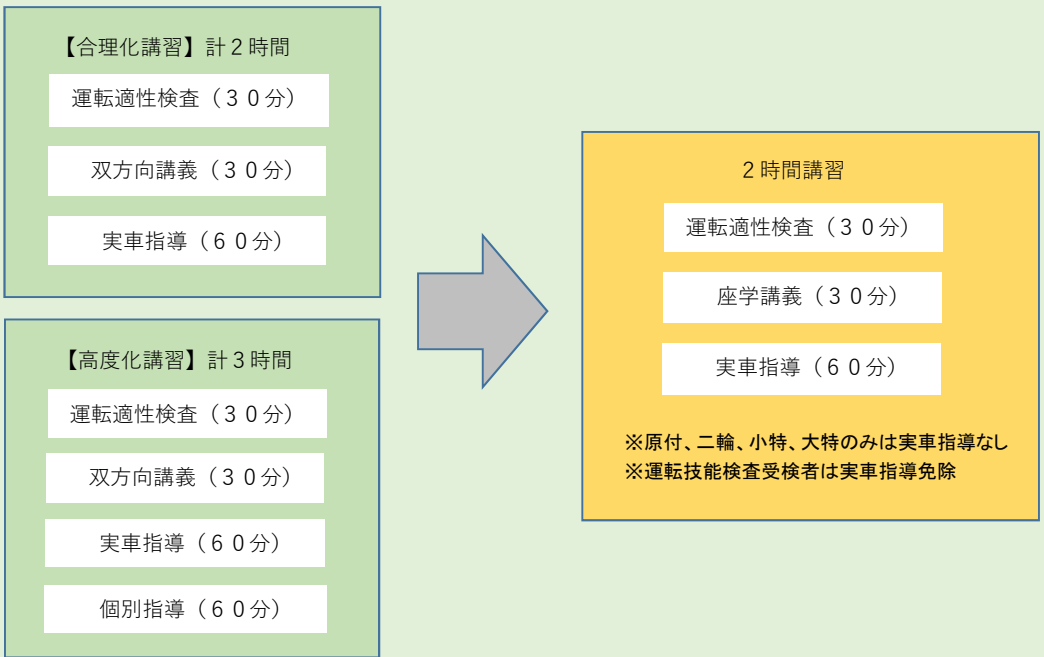
① 認知機能検査の内容が簡素化されます

これまで認知機能検査の項目から「時計描画」がなくなります。



② 高齢者講習が一元化されます

これまで2時間講習・3時間講習に分かれていた高齢者講習が、2時間の講習に一元化されます。



③ 運転技能検査が導入されます

- ※過去3年以内に一定の違反がある方が対象となります。
- ※運転技能検査に合格しない場合、免許の更新はできません。
- ※免許更新手続き期限まで複数回受検可能です。

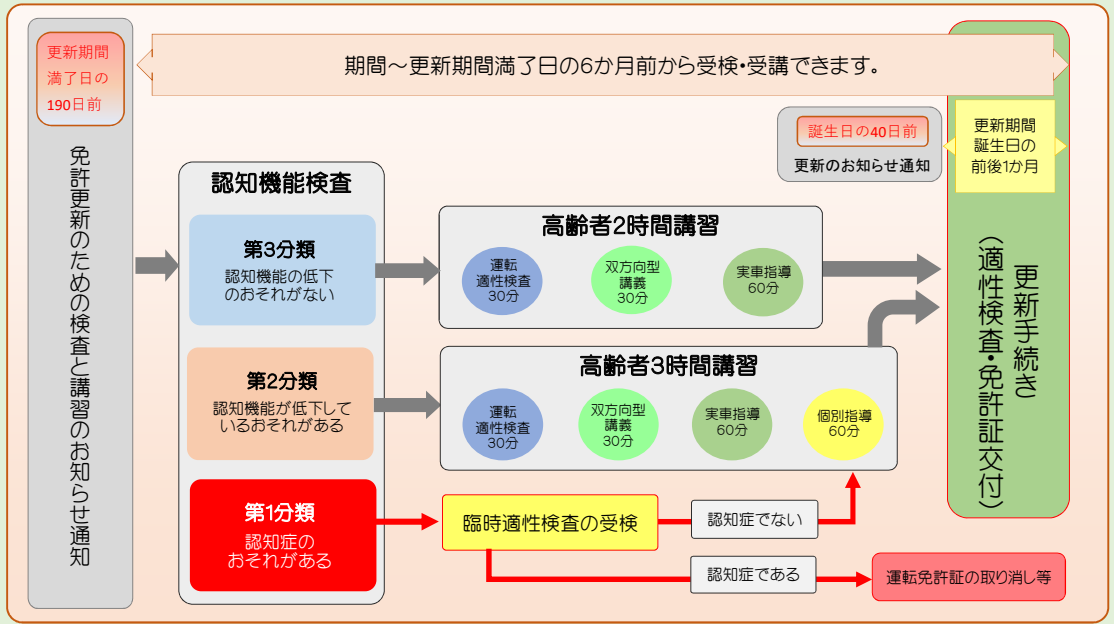
運転技能検査の対象となる一定の違反行為

- | | | |
|----------|-----------------|-------------|
| ① 信号無視 | ⑤ 横断等禁止違反 | ⑨ 横断歩行者等妨害等 |
| ② 通行区分違反 | ⑥ 踏切不停止等・遮断踏切入り | ⑩ 安全運転義務違反 |
| ③ 通行帯違反等 | ⑦ 交差点右左折方法違反等 | ⑪ 携帯電話使用等 |
| ④ 速度超過 | ⑧ 交差点安全進行義務違反等 | |

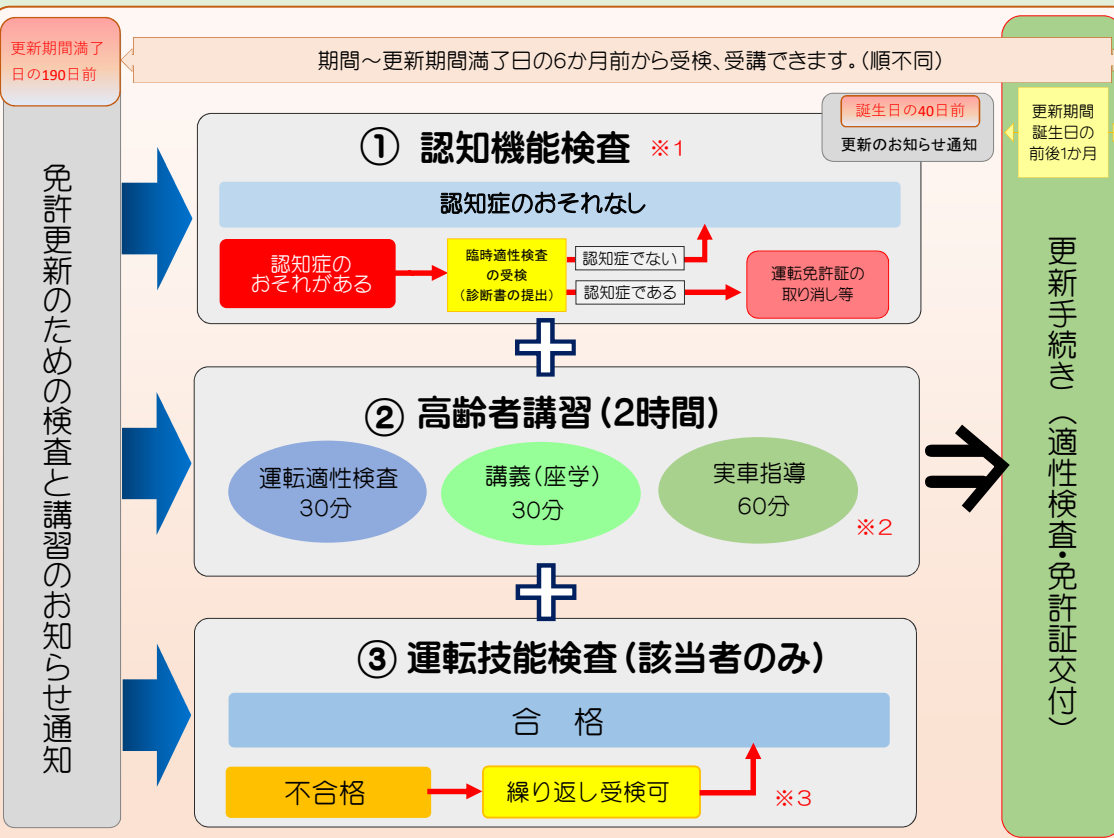
（75歳以上の運転免許を持っている方が、いずれ重大事故を起こす可能性が高い違反）

【75歳以上の者の運転免許更新手続の流れ】

～改正前～



～改正後～



※1 認知症に関する医師の診断書を提出することで認知機能検査に代えることができます。

※2 運転技能検査の対象の方及び原付、二輪、小特、大特だけの免許をお持ちの方は、実車指導なし「1時間講習」となります。

※3 一定の違反歴がある方が対象で、これに合格しないと更新できません。不合格であっても普通車を運転できる免許を返納して原付等にしている場合は更新可能。